

ごみ処理施設の整備に向けた分別区分の検討支援業務 仕様書

1 業務名称

ごみ処理施設の整備に向けた分別区分の検討支援業務

2 業務の目的

四国中央市（以下、「本市」という。）では、新たな可燃ごみ処理施設（トンネルコンポスト方式とする方針）及びリサイクル施設（以下、2施設を合わせて「新施設」という。）の整備を検討している。

新施設の整備にあたっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラ法」という。）が施行されプラスチック資源の分別収集等が求められていることを踏まえる必要がある。また、高齢化により使用済紙おむつの排出量の増加が見込まれていることや、本市の基幹産業が紙産業であることを踏まえ、リサイクル等について検討する必要がある。

このため、本業務は、分別区分の変更について検討するとともに、新施設の規模及び処理対象物を検討する上での基礎資料とすることを目的に行うものである。また、使用済紙おむつのリサイクル等について検討し、実施可能性を整理する。

3 業務内容

3.1 本市の概況の整理

本市の概況として、以下の事項について整理すること。

- ・沿革・地勢
- ・人口
- ・その他必要な事項

3.2 ごみ処理の現状及び課題の整理並びにごみ量等の予測

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和5年3月改訂）、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）及びごみ細組成調査結果（令和6年度）等を踏まえ、以下の事項について整理すること。

- ・ごみ処理の体系
- ・ごみ処理の実績
- ・ごみ処理行政の動向
- ・ごみ処理の課題（分別区分変更の必要性等）
- ・ごみ排出量等の予測
- ・その他必要な事項

3.3 プラスチック資源の分別に関する検討

- (1) 分別収集方法及び再商品化方法の検討
- (2) 定量的評価

(3) 定性的評価

(4) 総合評価

3.4 使用済紙おむつのリサイクル等に関する検討

(1) 排出量調査

(2) リサイクル等の実施可能性の検討

3.5 報告書のとりまとめ

3.1～3.4の内容を報告書としてとりまとめること。

4 打合せ協議

本業務における打合せ協議は初回、中間2回、成果品納品時の1回を基本とし、必要に応じて適宜、実施する。なお、中間及び適宜発生する打合せ協議は、webによる実施も可能とする。

5 成果物

- | | |
|--------------------|-------|
| ➤ 業務報告書（キングファイル） | : 3部 |
| ➤ 同上概要版 | : 10部 |
| ➤ 電子ファイル（CD等の電子媒体） | : 1枚 |